公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）

yoke

YOKOHAMA ASSOCIATION FOR INTERNAIONAL
COMMUNICATIONS AND EXCHANGES （YOKE）

2024

事業案内

私たちは、国際都市横浜の歴史的・文化的特性を
継承しつつ、
異なる文化や価値観をともに認め、
尊重し合える豊かな社会づくりを目指します。
ーYOKEミッションステートメントー

045-222-1171 http://www.yokeweb.com/ yoke@yoke.or.jp

多文化共生のまちづくりを支援する事業

横浜市多文化共生総合相談センターの運営事業

●横浜市多文化共生総合相談センターの運営

12 言語による多言語相談窓口を設置し、横浜で暮らす外国人等からの生活相談に対応しています。また、専門家による無料相談を実施するほか市内各行政機関、専門機関等とも連携し、必要に応じて適切な機関等を案内しています。国際交流・ボランティア活動・外国人支援などの多文化共生に関する市民や団体等からの様々なご相談にも対応しています。

ウクライナ避難民等支援事業

ウクライナ交流カフェ「ドゥルーズィ」を拠点に、避難民やその支援者等からの相談対応・情報提供を行うほか、避難民の居場所づくりを目的としたイベント、就職相談会や社会制度勉強会などの各種相談会を実施しています。

また、地域や他団体とも連携して情報共有を行いながら、母国の文化紹介など、避難民の活躍や自立につながる機会を提供しています。

横浜市多文化共生総合相談センター

ウクライナ避難民等支援相談窓口

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業・日本語学習コーディネート事業

●横浜×日本語×多文化共生 ～横浜の地域特性を踏まえた日本語学習支援を通じ、多文化共生のまちづくりを推進～

在住外国人数が増加している現状と、さらなる受入拡大が見込まれることから、日本語学習を通じて外国人が生活の場で円滑にコミュニケーションのできる環境を整えます。「横浜市域における地域日本語教育の総合的推進に係るアクションプラン」に基づき、日本語学習支援環境の充実を図り、広く関係機関や外国人を含む市民とともに、多文化共生に向けた取組みを推進します。

当協会事業および横浜市委託・文化庁「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」活用事業を含みます。

いますぐ使える！しごとの日本語教室

日本語教室運営者・コーディネーター向け研修

ラウンジ連携事業

●国際交流ラウンジ等と連携した横浜市域の多文化共生を推進

横浜市内には 13 の国際交流ラウンジが設置されており、外国人等に対する多言語による情報提供や相談対応をはじめ、情報収集、人材育成、交流事業、日本語教室等を実施しています。また、国際交流ラウンジの活動には、多くの市民ボランティアが関わっています。YOKEは「横浜市国際交流ラウンジの設置及び運営に関する指針」に基づき、国際交流ラウンジ協議会事務局として、市内国際交流ラウンジ等のネットワークによる情報共有や意見交換などを通じて、多文化共生のまちづくりを推進しています。

ラウンジ協議会連絡会・意見交換の様子

多言語情報発信事業

●在住外国人のみなさんが情報を入手しやすい環境づくりを目指します

横浜市に在住する外国人のみなさんが出身国・地域に関わらずなるべく等しく情報を入手できる環境づくりを整備し、協力者とともに情報の周知を行います。また、「やさしい日本語」の活用を推進します。

外国人が情報を入手しやすい環境づくり

「やさしい日本語」の周知

多言語サポーター派遣・紹介事業

●日本語が不自由な外国人等の言葉のサポート

YOKEと市内 9 カ所の国際交流ラウンジ等で共同実施している「横浜市通訳ボランティア派遣事業」では、日本語でのコミュニケーションが困難な外国人等が横浜市の公共窓口等を利用する際にボランティアの通訳者を派遣し、手続き等をサポートするとともに行政窓口等業務への支援を行っています。また、「横浜市通訳ボランティア派遣事業」で対応できない市内の公的機関・団体等で手続きなどを行う際の通訳に対して、登録しているYOKE語学ボランティアの紹介をしています。

入門者研修会の様子（グループワーク）

学校通訳研修会の様子（講義）

外国につながる子ども・若者支援事業

●子どもたちが学校や地域社会で居場所を見出し、将来の展望を持てるように

外国人の定住化が進み、外国につながる子どもも今後ますます増加していきます。子どもたちの育ちから社会的な自立に至るまでを視野に、生活の質が高まるよう、ライフステージに応じた必要なサポートの実施を目指します。関連機関と連携し、情報提供や研修会等、学習支援教室の活動支援などを通じて、外国につながる子ども・若者への支援に取組みます。

外国につながる子どもの学習支援教室情報交換会（横浜）開催時の様子

学習支援ボランティア研修会意見交換の様子

国際交流情報提供事業

●YOKEの情報や多文化共生に関する情報提供

YOKEの事業や多文化共生に関する情報、外国人のみなさんの生活に必要な情報を各媒体（広報紙、ウェブサイト、Facebookページ、メール配信等）を通して提供し、市民の多文化共生への取組を支援します。また、行政や団体が企画する多文化共生に関する研修・イベントの広報支援を行います。

YOKEウェブサイト（日本語）

ヨークピア（271号）

外国人の災害時対応事業

●いざそのとき、外国人が「災害弱者」とならないために

主に自然災害における外国人住民への情報提供など、外国人支援に向けた事業を行います。横浜市との「外国人災害時情報センター設置・運営に関する協定」に基づく支援を含め、外国人等への災害時の支援体制の充実を図ります。

横浜市総合防災訓練の様子

災害時情報センター設置訓練の様子

国際交流ラウンジ運営事業

●地域の多文化共生の拠点
多言語対応で外国人住民をサポート

市内で外国人登録者数が多い ３区－中区（１位）、鶴見区（２位）、南区（３位）から委託を受け、日本人と外国人がともに暮らす多文化共生のまちづくりに向け、国際交流ラウンジの運営を行っています。YOKEでは委託元の区役所および地域住民のみなさんと共に各地域の特色に合ったラウンジ運営を行っています。

受託運営をしているラウンジ
なか国際交流ラウンジ
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ
鶴見国際交流ラウンジ

生活相談の様子
なか国際交流ラウンジ

年に1度のお祭り「わっ！フェスタ」
みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

小学生へ多文化共生の講義を実施
鶴見国際交流ラウンジ

研修会等での講師派遣
（有料）

YOKEでは、多文化共生に関する研修会やワークショップへの出講に対応しています。
「外国人のみなさんとの多文化共生のまちづくり」について一緒に考える場で講師の必要がありましたら、ぜひお問合せください。

講師派遣に関する詳細は、QRコードからご覧ください。

グローバル人材育成を支援する事業

地球市民事業

●「誰もが安心して豊かに暮らすことができる世界」を目指す人材の育成

横浜国際協力センター内の国際機関とYOKEが取組む「食料、地球環境・都市問題・多文化共生のまちづくり等」を青少年が学び、地球市民の一員として課題解決に向けて自分たちにできることから行動していくことを応援するプログラムを提供します。語学講座では、市民が異文化理解、外国語によるコミュニケーション力、グローバルな視野などの向上を図る機会を提供していきます。

語学講座(ゲストスピーカー交流)

小学生を対象とした平和学習プログラムパンフレット

国際協力・国際交流に関する施設を管理運営する事業

横浜国際協力センター運営事業

●横浜国際協力センターの運営管理と国際機関・団体の支援活動

横浜国際協力センターは、横浜市が世界の平和と発展に貢献するため、環境・食料・都市問題など地球規模の課題解決に取り組む国際機関の活動拠点として、1991年にみなとみらい地区に設置した施設です。YOKEでは、施設の営繕の推進、入居機関・団体 （8 機関・団体 ※YOKE を含む）の支援・連携促進、各機関・団体が主催するイベントや訪問者・見学者の受入れに対応しています。また、入居機関・団体と連携協力し、入居者が快適に活動できる環境づくりを推進しています。

横浜市国際学生会館運営事業

●私たちは、日本（横浜市）と世界をつなぐ心のかけ橋をつくります

横浜市国際学生会館は、外国人留学生・研究者等のための宿泊施設および国際理解の促進を目的に横浜市が設立しました。YOKE が指定管理者として管理・運営しています。設立から30年目を迎え、これまでに93か国・地域から約2,500人の学生たちを受け入れてきました。当会館は、留学生等の母国の発展に貢献し、日本（横浜市）との懸け橋となる人材の育成を目指しています。

お神輿をかつぎ日本文化の体験

留学生による自国の文化紹介

公益財団法人横浜市国際交流協会設立の目的

（定款第3条）
この法人は、横浜の国際都市としての歴史的・文化的特性を継承しつつ、その一層の発展に向けて、異なる文化や価値観を共に認め、尊重し合える豊かな社会づくり、国際交流・国際協力の促進を図ることを目的とする。

● 沿革

昭和56（1981）年7月8日　任意団体「横浜市海外交流協会」として設立
昭和57（1982）年12月28日　財団法人許可
平成5　（1993）年3月20日　特定公益増進法人認定
平成11（1999）年4月1日　「横浜市国際交流協会」に名称変更
平成16（2004）年6月13日　中区山下町　産業貿易センターから現住所に事務所移転
平成22（2010）年11月1日　公益財団法人へ移行登記

● 基本財産

476,943,972円

シンボルマークの意味

「YOKE」のシンボルマークは英語の C にあたるギリシャ文字γ（ガンマ）が原型となっており、C はコミュニケーション、また、γは横浜の頭文字 Y にも通じ、横浜と世界の情報の円滑な流れ、そして緊密かつ、積極的な相互交流の推進の希いを表しています。なお、シンボルカラーは、セピア色（DIC337）と決定し、当協会の広報・諸事情の際に使用しています。（1982年1月制定）

yoke

YOKEの愛称について

「YOKE」とは、協会の英文名の中からYOKOHAMAの“YOK”とEXCHANGES の“E”を合成してつけた愛称です。横浜市と世界との“きずな”を強くしていこうという気持ちで、「ヨーク」と呼んでください。

YOKEのみなとみらい事務所

所在地　神奈川県横浜市西区みなとみらい1-1-1
　　パシフィコ横浜　横浜国際協力センター5階
電話番号　045-222-1171（代表）／　FAX番号　045-222-1187
対応時間　平日 8：45～17：30
休　　日　土曜日、日曜日、祝日、年末年始

みなとみらい線「みなとみらい駅」下車徒歩5分
JR・市営地下鉄「桜木町駅」下車徒歩15分

ごあいさつ

横浜市の在住外国人人口は、2024年５月末に12万人を超えました。同年6月には、入管法の改正により、外国人の人材育成、人材確保を目的とした育成就労制度の導入が決まり、今後も、外国人人口の増加が見込まれます。多文化共生社会の実現とともに、ひとり一人の国際理解がますます重要になっています。

YOKEは、多言語による相談や情報提供を、日本語や日本の制度に不慣れな外国人の皆さんのニーズや利用しやすさなどについて検証しつつ、的確に実施していきます。また、日本語を学びたいと考える外国人の皆さんに対し支援するため、地域のボランティアの皆様など様々な担い手と連携し、地域における身近な学びの場を提供していきます。また、外国につながる子ども・若者たちの学習や成長を支援し、進学や就職などの将来像が描けるようにしたいと考えています。

日本人と外国人が地域のなかで共に安心して暮らし、学校、職場などの様々な場でその人らしく活躍できる社会を築くためには、お互いを理解し合うことが重要だと考えています。そのため、外国人と日本人とのコミュニケーションや交流を促進し、外国人と日本人との間、さらには様々なコミュニティ、関係機関との間をつなぐコーディネイト役を積極的に努めていきます。また、地域などの現場に出向く機会を増やし、地域課題の解決にも関わっていきたいと考えます。

今後も、関係者の皆さまのお力添えをいただきながら、YOKEの使命をしっかりと果たしてまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力をお願いします。

2024年7月
公益財団法人横浜市国際交流協会
理事長　小野崎　信之

運営受託施設等

●横浜市多文化共生総合相談センター

横浜市委託事業（国際局）
電話番号　045-222-1209
FAX番号　045-222-1187
対応時間　平日 10：00～17：00　（受付16：30）
　　第2・4土曜日　10：00～13：00（受付12：30）
対応言語　日本語、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、ネパール語、タイ語、ウクライナ語
休　　日　※土曜日の電話対応は、日本語、英語、中国語、スペイン語のみ
　　第1・3・5土曜日、日曜日、祝日、年末年始

●よこはま日本語学習支援センター

横浜市委託事業（国際局）
役　　割　①地域日本語教育の総合的な体制づくりを進める基盤となる拠点
　　②外国人住民の日本語習得支援のための拠点

●なか国際交流ラウンジ

横浜市委託事業（中区）
住　　所　横浜市中区日本大通35　中区役所別館１階
電話番号　045-210-0667

●みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ

横浜市委託事業（南区）
住　　所　横浜市南区浦舟町3-46　浦舟複合福祉施設10階
電話番号　045-232-9544

●鶴見国際交流ラウンジ

横浜市委託事業（鶴見区）
住　　所　横浜市鶴見区鶴見中央1-31-2　シークレイン2階
電話番号　045-511-5311

●横浜市国際学生会館

横浜市指定管理運営
住　　所　横浜市鶴見区本町通4-171-23
電話番号　045-507-0121

寄付のお願い

公益財団法人横浜市国際交流協会（YOKE）では、事業を支援していただくための寄付金を募集しています。
YOKEは公益財団法人のため、寄付金については一定割合で税制面での優遇措置が受けられます。

寄付の際、支援事業を指定できます。ご指定がない場合は充当する事業を当協会にて選ばせていただきます。

2024年7月作成